

# 資料3 ISO9001 供給者適合宣言について

## 1 吉川市におけるISO9001の取り組み

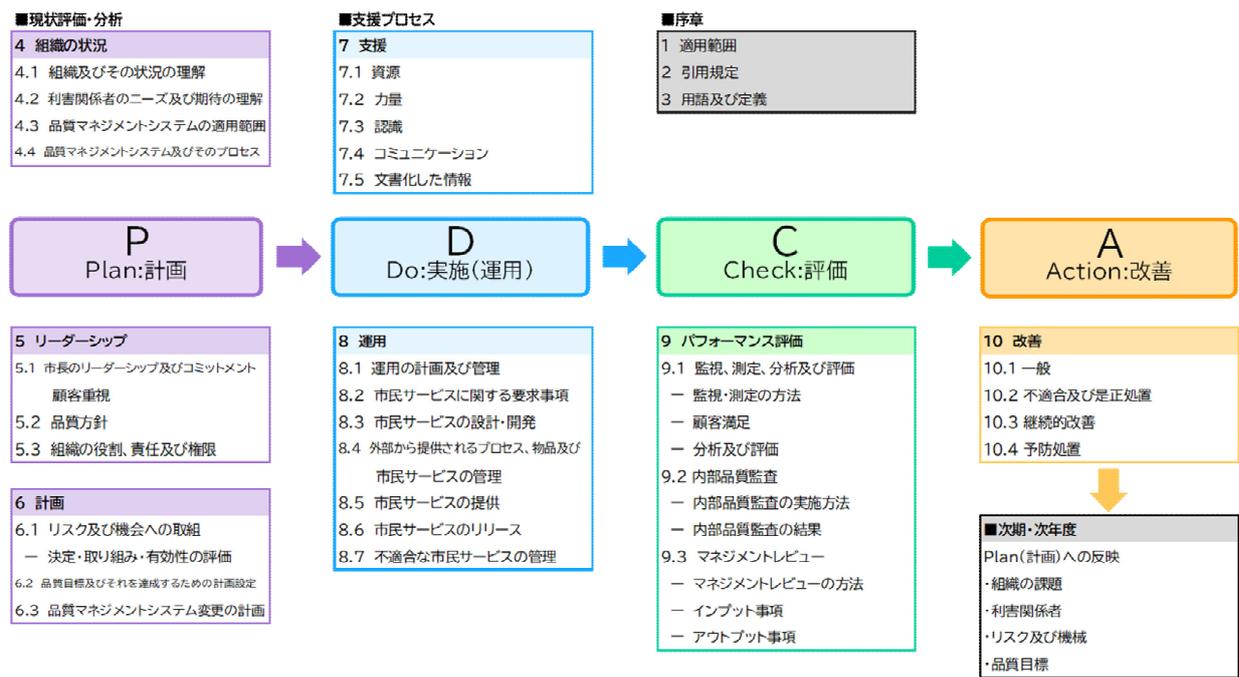
### (1) ISO9001の概要

ISO9001 (ISO表記)とは、組織を管理する品質マネジメントシステムに係る国際規格であり、導入や更新の際に、第三者による審査・認証が必要となる。

### (2) 吉川市での取り組み

吉川市においても導入した当初は審査・認証を受けていたが、認証に係るコスト等を勘案し、現在は「供給者適合宣言」という形式で、自らの責任において品質マネジメントシステムに基づき以下の取り組みを実施している。

- ①品質目標管理 ②業務プロセス管理表 ③内部品質監査 ④事務事業評価  
⑤是正・予防・改善処置 ⑥職場研修力量育成 ⑦要望苦情管理



### 【沿革】

平成 14 年 10 月	認証取得キックオフ宣言
平成 16 年 2 月	ISO9001 認証取得 (日本品質保証機構 JQA)
平成 19 年 2 月	供給者適合宣言 ※以降 3 年ごとに宣言を更新
平成 30 年 3 月	ISO9001 (2015 年版) に移行
令和 7 年 2 月	現行の供給者適合宣言の期限

## 2 課題

- ・ I S Oの導入当初は、行政経営やP D C Aなどの認識が希薄な状況であり、品質マネジメントに取り組むことは効果的であったが、現在では社会全体として民間の経営感覚やP D C Aが広く認知されており、庁内でもこの考え方は一定程度浸透している。
- ・ 内部品質監査の機会を通じ職員に対して I S Oに基づく取組の有用性について聴取した結果、形骸化や過度な事務負担が生じているなどの意見が多く寄せられたことから、導入当初から時間が経過していることも踏まえ、改めて必要な取組を精査すべき時期に至っている。

## 3 今後の方向性

- ・ 令和7年2月で I S O 9 0 0 1 供給者適合宣言の更新時期を迎えるが、これは更新しない。
- ・ これまで I S Oに基づき実施していた取り組みについては、業務マニュアルとして作成している「業務プロセス管理表」など引き続き必要と考えられる内容を厳選し、市独自制度として継続する。